



令和7年度 岡山市の特別支援教育に関する 就学について

岡山市教育委員会事務局学校教育部
教育支援課

Chapter 2

就学の流れ



就学相談の流れ

- 1 学校見学
- 2 教育相談
- 3 就学の希望について
- 4 学びの場の決定



1 学校見学

通常の学級の見学

特別支援学級の見学

特別支援学校の見学

通級指導教室の見学



○参観日やオープンスクール等を利用して見学する。

※ 日程は学校ごとに異なる。各校のHPを見たり、問い合わせたりして、各自で確認することが必要。

○個別に学校に問い合わせ、日程調整をして見学する。（教頭・特別支援教育コーディネーター等が対応）

○就学希望校、就学予定校、居住学区の学校、転居予定がある場合は転居先の学校などを幅広く見学をするとよい。

○見学や相談をしたら、その学校への就学が決定するということではない。
※子どもも一緒に見学し、その様子も学びの場の選択に生かす。

【見学のポイント】

- どのような環境で過ごしているか。
- どんな学習をしているか。
- どのような支援が行われているか・・・等。



2 教育相談

通常の学級の見学

特別支援学級の見学

重要

- 教育相談を、管理職、特別支援教育コーディネーター等と行う。
- 年長（5歳児クラス）や小学校・義務教育学校第6学年の6月までに、希望する学校に電話で申し込む。
- 8月中に必ず教育相談を受ける。
- 特別支援学級、通常の学級の両方の支援体制について確認をする。

※1学期末までならば、学習の様子を見学できる可能性があります。

【相談のポイント】（子どもも一緒に見学するのがよい。）

- 就学前の園での集団活動での様子や友だちとの関わり、気になっている行動等について伝える。
- 学級でどのような支援や配慮が行われるか。学習内容や交流及び共同学習等について聞く。
- 義務教育終了後の子どもの姿や進路をイメージして相談する。



2 教育相談

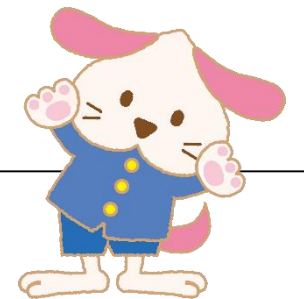
特別支援学校の見学

重要

- 特別支援学校の指導の対象について十分に理解を深める。
- 学校公開や教育相談会などを通じて、必ず教育相談を受ける。
- 居住地の学校の見学や教育相談も必ず行っておく。

【相談のポイント】（子どもと一緒に相談に行くのがよい。）

- 子どもの障害の状態や、気になっている行動等について伝える。
- 特別支援学校でどのような支援や配慮が行われるか。学習内容や環境づくりについて聞く。
- 義務教育終了後の子どもの姿や進路をイメージして相談する。



2 教育相談

通級指導教室の見学

重要

- 在籍校園、就学予定校と相談を行った後、通級指導教室に教育相談を申し込む。
- 9月上旬までに、通級指導教室での教育相談を必ず行う。
- 就学予定校に通級指導教室が設置されている場合、一度教育相談が済んでいれば、改めて通級指導についての教育相談は不要。

【相談のポイント】

- 通級指導教室の指導内容や指導の方法
- 通級指導教室と在籍校（学級）の連携
- 通級指導教室への通室の時刻や方法、利用の仕方 等



2 教育相談

通常の学級の見学

特別支援学級の見学

特別支援学校の見学

通級指導教室の見学

重要

○いずれの学校や学級においても必要な支援を具体的に相談することが重要。
例)

- 個別の状況に応じた不安解消のために必要な配慮
- 予定の示し方や見通しのための視覚支援や声かけ等
- 車椅子使用に対応するトイレやスロープ、経路等
- 補聴器やFMマイクを使用する場合の座席の位置や使用方法、留意点等

○就学予定校と可能な限り個別の具体的な支援について相談し、学びの場を柔軟に検討する。



3 就学の希望について

特別支援学校の場合

特別支援学級の場合

【保護者】

- ①希望する学びの場を在籍校園と就学予定校に伝える。
- ②必要な書類を在籍校園に提出する。

【在籍校園】

○就学相談票を作成する。

岡山県特別支援教育支援委員会の開催			
時期	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室
就学前 年度	★就学にあたり、発達についての心配がある場合は療育就学予定の小学校・中学校・義務教育学校へ相談する。 ★特別支援教育に関して早めの情報収集をする。		
就学前 年度～4月頃	★学校公開、オープンスクール等を活用して、就学予定の学校や通級指導教室設置校等を見学したり、教育相談を受けたりする。 ★必要に応じて医療機関を受診したり、発達検査を受けたりする。 ※特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を希望する場合は、発達検査の結果（有効期間あり）、診断書等が必要になる。		
5月ごろ	★YouTube動画「岡山市の特別支援教育に関する就学についての資料」を参照するなどして、岡山市の特別支援教育について、手続きや必要書類などについて確認する。		
	★就学を希望する特別支援学校で教育相談を受けて、就学についての希望を伝える。	★就学予定校（原則は居住学区の学校）で教育相談を受けて、就学についての希望を伝える。 ★居住学区の学校に該当の特別支援学級がない場合は、近隣の設置学校で教育相談を受ける。	★通級指導教室設置校で教育相談を受ける。 ★就学予定校（原則は居住学区の学校）で教育相談を受けて、通常の学級での支援や配慮について相談する。
	★在籍園、就学予定校（通級指導教室設置校）や医療機関等と具体的に相談を進め、就学先の希望を決定する。		
	★就学相談票が就学についての検討委員会を挙げる。		
	★在籍校園と相談しながら、在籍校園に「就学相談票」を作成してもらう。		
	★就学予定校への見学や相談などを進めていく。		
	★就学予定校は、現在の子どもの様子を参観したり、開校式などをする。		
10月	★在籍校園を通じて「就学相談票」等の就学資料を提出する。 「就学相談票」経由先：在籍学区学校（→就学予定校（通級指導教室設置校）→市教育委員会 10月1日 市教委への到着締め切り（必着）		
	【市教委】岡山市子どもの就学にかかる意見聴取の会の開催 【市教委】岡山市就学に関する協議の開催		
	★就学時健康診断の受診（本人、保護者） ※10月～11月居住学区の学校で受診する。		
	【市教委】岡山県特別支援教育支援委員会の開催		
	就学通知書が市教委から保護者へ送付される。 ※就学予定校名が記載されたもの		
1月	就学通知書が市教委から保護者へ送付される。 ★新小学一年生の通知内容については、保護者が令和5年1月26日（月）～30日（金）までの間に就学予定校に、個別に問い合わせる。 注）新中学一年生の審議結果については、在籍校（小学校）が連絡する。	★就学予定校と通常の学級での支援や配慮づくりについての相談などを進めていく。	★就学予定校と通常の学級での支援や配慮づくりについての相談などを進めていく。
2月	市教委から在籍校園、通級指導教室に連絡内容が通知される。		
3月	★新小学一年生の通知内容については、保護者が令和5年3月9日（月）～13日（金）までの間に就学予定校に、個別に問い合わせる。 注）新中学一年生の審議結果については、在籍校（小学校）が連絡する。		
	在籍校園は、「就学支援シート」や「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成したり、整理したりする。 ★スムーズな支援が行われるように在籍校園、就学予定校と相談をする。		
○就学や特別支援教育に関するご相談 岡山県教育委員会事務局学校教育部教育支援課（086）803-1592			

重要

令和8年度入学児についての在籍校園等から教育委員会へ提出する書類の〆切は、令和7年10月1日（水）必着。
※在籍校園が、保護者が用意する必要書類（診断書の写しや発達検査の写し等）についても、添付されていることを確認して教育委員会へ提出するため、保護者は早めの準備や提出が必要。

3 就学の希望について

通級指導教室の場合

【保護者】

- ①通常の学級に在籍し、通級指導教室への入室を希望することを在籍校園と就学予定校に伝える。
- ②必要な書類を在籍校園に提出する。

【在籍校園】

- 就学相談票を作成する。

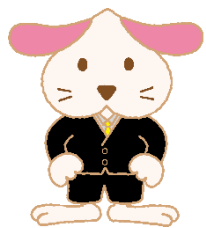
岡山市における就学相談スケジュール			
岡山市教育委員会			
★…保護者にしていただく内容			
時期	特別支援学校	特別支援学級	通級指導教室
通常学級			
就学前年度	★就学にあたり、発達について心配がある場合は園や就学予定の小学校・中学校・義務教育学校へ相談する。 ★特別支援教育に関して早めの情報収集をする。		
就学前年度～4月頃	★学校公開、オープンスクール等を利用して、就学予定の学校や通級指導教室設置校等を見学したり、教育相談を受けたりする。 ★必要に応じて医療機関を受診したり、発達検査を受けたりする。 ※特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を希望する場合は、発達検査の結果（有効期間あり）、診断書が必要になる。		
5月ごろ	★YouTube動画「岡山市の特別支援教育に関する就学についての資料」を視聴するなどして、岡山市の特別支援教育について、手続きや必要書類などについて確認する。 ★就学を希望する特別支援学校で教育相談を受けて、就学についての希望を伝える。	★就学予定校（原則は居住学区の学校）で教育相談を受けて、就学についての希望を伝える。 ★居住学区の学校に該当の特別支援学級がない場合、近隣の就学学校で教育相談を受ける。	★通級指導教室設置校で教育相談を受ける。 ★就学予定校（原則は居住学区の学校）で教育相談を受けて、通常の学級での支援や配慮について相談する。
	★在籍園、就学予定校（通級指導教室設置校）や医療機関等と具体的に相談を進め、就学先の希望を決定する。		
	★就学相談票が就学についての検討委員会を行う。		
	★在籍校園と相談しながら、在籍校園に「就学相談票」を作成してもらう。		
	★就学予定校は、現在の子どもの様子を参照したり、聞き取りをする。		
10月	★在籍校園を通じて「就学相談票」等の就学資料を提出する。 「就学相談票」経由先：在籍学区学校（→就学予定校（通級指導教室設置校））→市教育委員会 10月1日 市教委への到着締め切り（必着）		
	【市教委】 岡山市子どもの就学にかかる意見聴取会の開催 【市教委】 岡山市就学に関する協議会の開催		
	★就学時健康診断の受診（本人、保護者）※10～11月頃居住学区の学校で受診する。		
	就学通知書が市教委から保護者へ送付される。 ※就学予定校名が記載されたもの		
1月末	★就学通知書が市教委から保護者に送付される。 ★新小学一年生の通知内容については、保護者が令和8年1月26日（月）～30日（金）までの間に就学予定校に、個別に問い合わせる。 注）新中学一年生の審議結果については、在籍校（小学校）が連絡する。		
2月	市教委から在籍校園、通級指導教室に審議内容が通知される。		
3月	★新小学一年生の通知内容については、保護者が令和8年3月9日（月）～13日（金）までの間に就学予定校に、個別に問い合わせる。 注）新中学一年生の審議結果については、在籍校（小学校）が連絡する。		
	在籍校園は、「就学支援シート」や「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成したり、整理したりする。 ★スムーズな支援が行われるように在籍校園、就学予定校と相談をする。		
○就学や特別支援教育に関するご相談 岡山市教育委員会事務局学校教育部教育支援課 （086）803-1592			

重要

令和8年度入学児についての在籍校園等から教育委員会へ提出する書類の〆切は、令和7年10月1日（水）必着です。
※在籍校園が、保護者が用意する必要書類（診断書の写しや発達検査の写し等）についても、添付されていることを確認して教育委員会へ提出するため、保護者は早めの準備や提出が必要。

4 学びの場の決定について

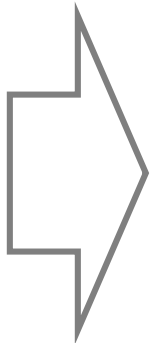
重要



- 「岡山市子どもの就学にかかる意見聴取の会」、「岡山市就学に関する会議」を開催し、教育委員会が適切な就学先を決定する。
- 就学先の決定にあたっては、保護者及び教育学、医学、心理学等の専門的知識のある方の意見を聴き、地域や学校の状況、支援すべき内容、本人の意見等を総合的に考慮して決定する。
- 保護者、在籍園、学校の希望どおりとならない場合もある。

＊参考：学校教育法施行令第18条の2

- 通常の学級
- 特別支援学級
- 特別支援学校
- 通級指導教室



いずれの学びの場になっても、具体的な子どもの支援ニーズを中心に
おいて、必要な手立てや環境づくりの相談をしていくことが大切。



4 学びの場の決定について

特別支援学校の決定に関する通知

- ・保護者には、岡山県から、1月末頃就学予定校の通知が届く。

特別支援学級の決定に関する通知

重要

- ・保護者には、1月末までに就学予定校の決定通知が届く。（学校名のみ。学級種別の記入はない。）
- ・特別支援学級の入級については、在籍校園、就学予定校へ1月末までに通知が届く予定。
- ・保護者は、令和8年1月26日～30日までの間に就学予定校へ、結果を電話で問い合わせる。

通級指導教室の入室に関する通知

重要

- ・保護者には、1月末までに就学予定校の決定通知が届く。（学校名のみ。学級種別の記入はない。）
- ・令和8年3月9日～13日までの間に保護者が就学予定校へ、結果を電話で問い合わせる。
- ・通級による指導が適切であると判断されても、すぐに指導を開始できない場合もある。